

ネイチャー高知

発行 高知県自然観察
指導員連絡会

事務局 高知市一宮3858
-7 B101 三本健二方

題字 会長 澤良木庄一

No. 7 1996 (平成8) 年7月30日発行

お知らせ

「自然歩道調査通信員（仮称）」への応募について

環境庁が募集している「自然歩道調査通信員（仮称）」について、県自然保護課から応募希望者調べの依頼がありました。この通信員の概要は次のとおりです。応募を希望される方は、事務局へ8月10日までに御連絡ください〔葉書に氏名、住所、連絡先（電話番号）、応募の動機を記入〕。希望者には後日応募用紙が送付されます。応募は所属団体を経由しなくても可能です。

【役割】

- ・「自然歩道現況調査」（注1）の実施
- ・「わがまち、わがむら、ふるさとの路選び」（注2）の候補路線の推薦

【応募資格】

- ・自然歩道を歩行するのに十分な体力を有すること
- ・自然歩道を歩く機会を相当程度有すること
- ・歩道沿線の自然や文化に対して興味をもって接することができること
- ・「自然歩道現況調査」及び「わがまち、わがむら、ふるさとの路」の選定などの業務を遂行できる者
- ・原則として中学生以上の者

【募集期間】

平成8年6月（環境月間）～8月（自然に親しむ運動月間）を第1次募集期間とするが、その後も受付は続行する。

【登録】

環境庁自然保護局は、資格要件を満たす応募者を「調査通信員」に登録し、調査通信員証及び調査票セット（通信用調査票／返信用封筒／野外用記録用紙）並びに「わがまち、わがむら、ふるさとの路」推薦調書を交付する。

■注1：自然歩道現況調査

【調査対象歩道】

- ・長距離自然歩道
- ・自然公園内の歩道網
- ・ふるさとふれあいの道
- ・その他、地域において自然歩道・遊歩道として親しまれている歩道

【調査内容】

①自然ふれあい資源

- ・沿線でふれあうことのできた野生動物またはその鳴き声、フィールドサイン（足跡、食痕等）等の種類、位置及び時期
- ・沿線で観賞することのできた植物景観（芽ぶき、開花、紅葉等）の種類、位置及び時期
- ・路線から観賞することのできた風景、ランドマークの種類と位置
- ・沿線で体験、見学することのできた風物・風習（伝統的な農作業、漁、祭等）の種類、位置及び時期
- ・沿線で見学することのできる文化遺産（寺院、古い民家、遺跡等）の種類と位置

②交通及び休憩・宿泊施設

- ・利用できる交通機関の最寄りの駅、停留所等の名称及び位置
- ・沿線で利用できる快適な休憩・宿泊施設（温泉、キャンプ場を含む）の種類、名称及び位置

■注2：わがまち、わがむら、ふるさとの路選び

【目的】

歩くことがらしの基本ではなくなった現在において歩く道をより身近なものとするために、心ひかれる風景や風物に恵まれ、歩けば安らぎや喜び、そして感銘を得ることができる歩道を地域住民や利用者の視点から選び出し、「歩くみち」の望ましい例として示しその活用を促すとともに、選び出す過程を通じて「歩くみち」への国民の関心を高めることを目的に実施する。

【選定対象】

道が通過する環境別、路線の時間距離別に次のようにタイプ分けし、各タイプ（両タイプの組合せ）を網羅するよう選定する。

①通過環境別

野の道（都市郊外、田園地帯、里山）／山の道（山地、高原）／峠の道（峠を越えて集落と集落を結ぶ道）／水辺の道（湖畔、河畔、湿原、海岸）／町の散歩道等

②時間距離別

散歩型（数時間以内／5 km未満）／ハイキング型（半日～1日／10～20 km未満）
／・トレッキング型（1、2泊程度の宿泊を要する／20 km以上）等

森と川と人と

会長 澤良木庄一

人間は川のほとりで森と共に生きてきた、という環境とのつながりの中で、だんだんと集落の規模を拡大して参りまして、こんにちの都市を築きあげました。森は建築材や燃料など、住生活物資の供給源として欠くことのできない存在でした。そのような森林の利用の背景が、今世紀のはじめ頃からより効率のよい木材生産を目ざすスギやヒノキの植樹となり、特に戦後の全国的な植樹計画によって人工林が拡大され森林の大部分を占めるようになりました。スギやヒノキは針葉樹と呼ばれる常緑の植物で、育苗が容易な上に生育も速く、人工林の有用樹種として早くから利用され、国内でも本州、四国、九州の各地に広く栽植されるようになりました。栽植したスギ・ヒノキは、広葉樹とくらべると根系の発達は浅く特に落葉樹林（ブナ林、コナラ林など）の林地とは比較にならないほど土壌層が浅く、貯水機能も低いのです。そのためスギ・ヒノキ植林地は水源涵養林としては問題があることが各地で指摘されています。植林地の管理で一番大切なことは初期の下刈と若い樹林の時期の間伐という間引きの作業です。森林としての本来の機能を発揮させるためには、太陽光線が林内にある程度照射される必要があります。自然林では森林の成立以来長期間かかって階層構造ができあがっていて、各層を構成する植物が、光合成のために必要な太陽光線をうまく吸収する仕組みができています。さらに林床上に草木や上層の樹木の幼木が生育して緑の植被ができ、地表をカバーしています。しかし管理の不良なスギ・ヒノキ植林地では、光が林床まで到達せず、第一層の樹冠の下部においてすら、十分な光合成がおこなわれない状態が生じています。このため林床上に生えるはずの植生はほとんど、あるいは全く見られず、裸地と化した林床になっている植林地が多数あります。殊に超過疎地域においては、スギ・ヒノキの苗を山地に植え付けて以来、ほとんど手入れらしい手入れをしないまま放置され、現地には植林の所有者（管理者）が生活していないという地域すら多くなりつつある現状では、環境保全の上からも極めて憂慮される事態と言えます。四国高知県におきましても、このような森林がかなり多くなっています。

森林は、前に申しましたように、川を育てています。ことにブナ林のような落葉広葉樹がすぐれていることは当然です。しかし、スギ・ヒノキ植林のような人工林がふえましたので、いまでは森林の貯水機能は昔とくらべると、いちじるしく低下しています。だからといって森林をもとのシイカシ林やブナ林などへただちに復元することはできません。そのため、これからの森林管理は、環境保全を目的として破壊された森林があればこれを復元し、本来の森林の機能に加えて水源涵養林としての働きが発揮できるような配慮が強く望まれます。森林の育成には少くとも50年とか100年とかの年月を要します。これを思うと、これまでの時間差をどう埋めていくかを含めて速やかな対応がここでも必要と言えるでしょう。

森林は人間が健康な生活をする上でも大切な要素をもっています。林内の散策によって得られる心の安らぎや、林間の清浄な空気を呼吸することによって体のすみずみまで洗われるような気分になることは、みなさんも経験なさっていることと思います。現在の森林管理としましては、国や地方公共団体などによって、それぞれの目的に合った形で森林に名称が付されて管理されています。即ち、国有林では保健休養林、風景林、学術参考林、自然観察教育林などがあります。また国立や国定の自然公園や、地方公共団体の管理する自然公園もあり、それぞれの地域に於て、森林は有効に利用されています。都市公園の森や街路樹、並木など本来の人間の生活環境から奪われていた森と緑を生活の場にとり戻すための方策ではありますが、現状ではささやかな都市のアクセサリーの域を出ず、今後はやはり植物生態学的手法による「ほんものの森づくり」事業が必要となりましょう。

その昔、水の便利がよい川のほとりに、人間の集落ができました。しかし、そこは川に近いためにしばしば洪水に見舞われ、尊い生命や財産を失いました。こうしたことが続くと、どうしても洪水から身を守らなければならないということになります。その結果、人間は莫大な投資をして河川の氾濫を抑え込むことに心血を注ぎました。四万十川では半世紀にわたる堤防工事を本支流で続け、10年ほ

ど前によく工事を終わりました。四万十川には水力発電用ダムは2ヵ所あるだけです。幹川流路 196kmという四国第一の長さの川としては、ダムが二つというのは少なすぎるとお考えになるでしょうが、四万十川という川は、山間部を延々と蛇行しつつ流れ出る極めて落差の少ないことで有名な川です。中流域にある大正町より河口の中村市下田の間は約 130kmほどありますが、この間の落差が約 120mほどしかありません。そのため地形的にダム建設は不適当地域であったのです。このことが清流維持のためには好都合であったというわけです。ところが最近思いがけない問題が浮上してきました。それは四万十川の大小無数の支流のさらに支流の溪谷に、砂防ダムと称するダムが多数造られているのです。このダムは降雨時に起こる土石流や山崩れなどの防止を目的としたもので、最近土木業者が調査したところでは、中流域以下にある砂防ダムの数は約 650ヵ所あるという驚くべき事実を知りました。詳細はまだ調査中であり、上流域にも及んでいることは事実のようですので、この数はまだ相当に増加するであろうと思われます。降雨時にはもちろんこの砂防ダムを越えて水が下流へ流れ落ちるのですが、このダムによって土石流が下流域へ流出することを抑えているわけです。昔は洪水対策も河川工事もなく、毎年のように洪水に苦しめられ、土石流によって田畑をつぶされてしまいました。そこで人間は川を抑え込んだのです。この抑え込みによって、例えば四万十川では少なくともこれまでに記録された被害に匹敵する洪水対策は構じられたのです。こうして治水工事は確かに洪水から人間を守ってくれましたが、抑え込まれた川は死んだのです。四万十川では、上流域から下流域まで川床が平均して 2～3 mほど低下しました。そのため渇水期には水深の深い湖の水は流れが止まり、瀬は川巾いっぱいから細い流れに枯れてしまいました。上流域では、いままで川底にあって水に洗われていた岩が、あちこちで水の上に顔を出しはじめています。12月～2月の冬季に多い渇水の一時期ではありますが、こうした現状は、洪水という河川におこる自然現象を人間が抑え込んでしまったからだと言われています。河川上位の状態なら洪水災害がおこり、人間上位なら川が死んでしまう。川と人との共存社会をどのようにして作っていけばよいか。川と人との長いつき合いの中で、川をよみがえらせ、人がしあわせな生活を営む

ことができるような「川にやさしい、人の生活改善をすること」を具体的な方策として打ち出さなければならないと、いま地元では必死になっています。川は水が流れてこそ川です。流れることが第一の条件です。そして清流であることです。

清流を維持し、清流をよみがえらす方策について、高知県におきましても「高知県清流保全条例（付 高知県清流保全基本方針）」を制定し、これにもとずく「四万十川清流保全計画」を示し、また地元中村市では「四万十川清流保全条例」を制定して、市民に対し清流を守る決意を表明しています。その前文の一部をご紹介しますと、

「大いなる恵みをたたえて、悠久のときを流れる四万十川。……この美しい流れは豊かな大地を生み小京都・中村といわれる特有の文化と歴史をはぐくんできた。……しかし、このかけがえのない四万十川の清流も、都市化の進展とそれに伴う生活環境の変化により、自然の調和がそこなわれようとしており、その将来が危ぶまれるようになってきた。……今や貴重な国民的財産ともいえる四万十川を守り、後世に引き継ぐことは、現在に生きる私たちの責務である。……」

と述べています。清流の保全で一番大切なことは、何事もそうであるように、流域住民の清流にかける心意気であると思います。川の水を利用する人びとの川に対するやさしさであると思います。その上に立って、より実効のあがる河川管理を行っていくことが重要であると思います。河川管理者（国・県など）の河川工事に対する基本的な考え方は、現地で見ていると昔とくらべてずっと川にやさしく接する工法にだんだん近かずにいてきていることは歓迎すべきですが、やはり管理責任上の施策が優占することによって、ややもすると環境保全にとってはマイナス要因に働くことがまだまだ多いことに気づきます。ヨーロッパにおける河川や湖沼などに対する近自然工法など、生態学的な基礎の上に立った施工管理を、わが国に於ても導入すべき時期にきていることを指摘しておきたいと思います。また住民の日常の川との接し方において、一斉清掃や愛護巡視員の活動など、いま川に手をさしのべる手だてはいくらでもあります。こうした人びとにのみ川への眼や心をまかすのではなくて、やはり川を利用するすべての人びとが、清流への思いやりとマナーをもって接していただきたいということを強調して置きたいと思います。

県民環境講座の講演の一部から（滋賀県，1991）

高知県自然観察指導員連絡会会員名簿

—1996年会費納入者：1996年7月26日現在—

イ
石元 美佐
今城 雅彦
ウ
内村 満紀
オ
大谷 洋子
大野 登志子
奥宮 鈴子
カ
景山 寛司
川瀬 卿宥
キ
菊池 美恵
ク
楠瀬 伸子
サ
酒井 隆昌
坂枝 満雄
坂本 彰
澤良木 庄一
シ
島崎 完治
ス
杉本 重美
タ
高橋 啓
武内 明
竹崎 節子
田城 松幸
谷岡 俊彦
谷口 渥美
田村 麻美子
田村 雄一
ツ
筒井 淳子
ト
十河 久

